

社会福祉法人そよかぜ実習生等受入規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人そよかぜ（以下、「法人」という。）が運営する各施設（以下、「各施設」という。）における実習生等の受入について必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この規程において、実習生等とは学校法人等から依頼された実習生、研修生、小中学校教員免許取得希望者等をいう。

(実習生等の受入れ)

第3条 施設長は、実習生等を受け入れるときは、実習生等又は実習生等の受入れを依頼する者（以下、「実習依頼者」という。）から、あらかじめ当該実習の期間、内容等を明記した実習計画等を提出させるものとする。

2 施設長は、前記の実習計画等を受理した後、当該実習計画等の内容を検討したうえ、業務運営に支障のないと認められるときは、実習生等を受け入れることができる。ただし、施設長は、実習生等を受け入れることが適当でないと認められるときは、実習依頼者に対して、理由を付して受入れを拒否することができる。

(協力内容)

第4条 施設長は、実習生等を受け入れるときは、次の各号に掲げる範囲内で協力するものとする。

- (1) 実習生等に対する指導及び助言を行うこと。
- (2) 実習生等に障害者（高齢者）等に対する介護や交流等を体験させること。
- (3) その他施設長が特に必要と認めること。

(謝礼等の受入れ)

第5条 施設長は、実習生等の受入れに伴い、実習依頼者から謝礼の申出があったときはこれを受け入れることができるものとする。

2 前項の謝礼等は、社会通念上妥当なものでなければならない。

(実習期間中の事故防止等)

第6条 施設長は、実習生等を受け入れるに当たり、事故等の発生を防止するため、実習生等及び実習依頼者に対し、あらかじめ注意事項等を伝えるものとし、実習生等が、その注意事項を遵守しない場合は、当該実習を中止することができるものとする。

- 2 施設長は、実習生等及び実習依頼者に対し、実習期間中の事故等に対応した保険に加入しているか否かを確認することとし、保険に加入していない場合には、責任を負えないことがあることを説明するとともに、事故発生時の対応について協力を求めるものとする。

(実習生等の健康診断及び個人情報保護)

第7条 施設長は、実習生等の受入れにあたって実習生等の検便による細菌検査結果等の報告書の提出を求めることができるものとする。

- 2 施設長は、実習生等の受入れにあたって実習等により知り得た利用者等の個人情報、法人情報について他に漏らさない旨の誓約書の提出を求めることができるものとする。

- 3 施設長は、必要に応じて学校において予防すべき伝染病として規定されている麻しんの罹患歴及び予防接種歴の確認を実習生等に求めることができるものとする。

(委 任)

第8条 この規程の施行について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年 7月24日から施行する。

誓 約 書

現住所

氏 名

印

生年月日

このたび貴法人施設・事業所の実習生として実習活動の上は、下記の事項を誓約し、厳守いたします。

記

一 次に掲げる情報（以下、「秘密情報」という。）について、貴法人施設・事業所の許可なく使用、貴法人あるいは貴法人外において、開示もしくは漏洩しません。

- ①実習活動上知り得た利用者の情報や秘密事項（「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」第33条）
- ②貴法人が秘密保持すべき対象として指定した情報
- ③貴法人の人事上、財務上等に関する情報

二 施設から持ち帰る記録に秘密情報は、記載しません。

三 利用者の氏名、通称を特定すること及び利用者の情報や評価等に関する内容について、ブログやウェブ掲示版への書き込みをしません。

四 貴法人施設・事業所の実習を終了後も、秘密情報を使用、他に開示もしくは漏洩しません。

五 上記に違反して、貴法人の秘密情報を使用、他に開示もしくは漏洩した場合、私には、これにより貴法人が被った一切の損害を賠償する義務があることを認めます。

平成 年 月 日

社会福祉法人そよかぜ 理事長 野崎 功市 様